

サービス提供体制確保事業のお知らせ（R4に要した費用分）

概要

- 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材の確保や感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善にかかる経費等を補助します。
- 要件に該当する都内の**事業所・施設ごとに申請書を作成**します。
- 1事業所当たりの補助額の上限を超えていなければ、再度の申請が可能です。

補助対象事業所

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した都内の介護サービス事業所及び介護施設等（休業要請を受けた事業所を含む）
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する都内の通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した都内の介護サービス事業所及び介護施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所及び介護施設等

補助対象経費

- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
- ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
- ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 等

※補助対象経費の詳細は、要綱第6条をご確認ください。

その他

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービス提供では想定されないかかり増し費用が対象となります。

※令和5年4月1日以降に発生した費用については、別途ご案内します。

- 基準単価の引き上げを行う場合は、精算交付申請の前に、個別協議書の提出が必要です。要件等の詳細はホームページに掲載いたします。
- 本事業に関する問い合わせについては、ホームページ記載の問合せ先までお願いいたします。